

## 議案第 23 号

鴻巣行田北本環境資源組合の共同処理する事務の変更に伴う  
同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更並  
びに財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項及び第 289 条の規定に基づき、令和 2 年 3 月 31 日をもって、鴻巣行田北本環境資源組合の共同処理する事務の変更に伴い同組合から北本市が脱退し、同組合規約の変更並びに財産処分について別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

北本市長 三 宮 幸 雄



## 別紙 1

### 鴻巣行田北本環境資源組合規約の一部を変更する規約

鴻巣行田北本環境資源組合規約（昭和45年県指令地第646号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

彩北広域清掃組合規約

第1条中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

第2条中「鴻巣市、行田市及び北本市」を「行田市及び鴻巣市」に改める。

第3条を次のように改める。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、構成市（鴻巣市においては、別表に掲げる区域に限る。）の可燃物を衛生的に処理及び処分し、生活環境を清潔にすることにより公衆衛生の向上を図るため、可燃物焼却施設及び最終処分場の運営管理に関する事務を共同処理する。

第4条中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

第6条中「14人」を「10人」に、

|      |     |   |      |
|------|-----|---|------|
| 「鴻巣市 | 5人  |   |      |
| 行田市  | 5人  | を | 「行田市 |
| 北本市  | 4人」 |   | 鴻巣市  |

7人  
3人」に改める。

第9条の2を削る。

第10条第1項中「2人」を削る。

第12条第2項中「、あらかじめ管理者の定める順序に従い」を削る。

第15条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の負担金は、次の割合をもって構成市が負担する。

平等割 100分の30

人口割 100分の70

- 3 前項の人口割の基礎となる人口（鴻巣市においては、別表に掲げる区域の人口とする。）は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住民基本台帳人口とする。

第15条第4項を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項の規定は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（事務の承継）

- 2 変更前の第3条第2号に規定する事務の承継については、鴻巣市、行田市及び北本市の協議により別途定める。

（準備行為）

- 3 変更後の第6条の規定による組合議員の選出に関し必要な行為は、この規約の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、現に在職する組合議員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

## 別紙 2

鴻巣行田北本環境資源組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、規約変更前の組合における全ての財産は、規約変更後の組合が承継するものとする。

なお、精算が必要となる場合においては、事務の承継の例によるものとする。